

## (仮称) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション

### 手段の利用を促進する条例素案

手話は、ろう者の間で大切に引き継がれ発展してきたが、一時は学校教育の中で事実上禁じられるなどの苦難の歴史を経て、平成 18 年の国際連合における障害者の権利に関する条約の採択で、手話が言語として認められることとなった。我が国においても、平成 23 年に障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）が改正され初めて言語として位置付けられ、平成 26 年に同条約の批准に至っており、我々は、その事実を正しく認識するとともに、手話を利用し、学ぶなどの権利を保障し、普及促進に努めていく必要がある。

一方で、言語とは、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるためのものである。障害者のコミュニケーションについては、手話、点字、要約筆記、触手話など、様々な支援が整いつつあるが、未だ十分に普及しているとはいいがたく、多くの障害者が不安や困難を抱えている。障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）が施行され、地方公共団体に対して、情報技術の発展とともに、より一層の施策の充実が求められている。

また、情報技術の発展は、例えばタッチパネルの普及は視覚障害者には逆に不便となるなど、障害者にとって必ずしも利便性の向上につながるものだけでなく、障害特性に応じた適正な支援が必要であることを認識する必要がある。

ここに、本市として、手話の理解や普及促進、将来への継承とともに、障害のある人のコミュニケーションのあらゆる手段の確保、発展により、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため条例を制定する。

#### （目的）

第 1 条 この条例は、手話が独自の体系を持つ言語である認識のもと、手話の理解、普及を促進するとともに、障害のある人が、情報を十分に取得、理解、利用し円滑にコミュニケーションを図るため、基本理念を定めるほか、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、計画的に施策を推進することを目的とする。

#### （用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害または社会的障壁（障害者基本法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。）により継続的に、又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(2) ろう者 聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(3) 盲ろう者 聴覚及び視覚の機能の障害がある者であって、障害または社会的障壁により継続的に、又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(4) コミュニケーション 人々が相互に情報を伝達し、意思を疎通し、気持ちや心を通わせて理解し合うことをいう。

(5) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、音訳、点字、指点字、触手話、代筆・代読、平易な表現、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の情報機器その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用するものをいう。

(6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者、代筆・代読支援者その他の障害者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な支援を行う者をいう。

#### (基本理念)

第3条 市、市民及び事業者（以下「市等」という。）は、手話は独自の体系を持つ言語であるという認識の下、これを利用する権利を尊重し、理解の促進及び普及を目指すとともに、将来に向かって引き継いでいくものとする。

2 市等は、障害特性に対応した手法による情報提供により、障害のある人が情報を十分に理解し、必要な情報を選択し意思決定できることを保障するものとする。

3 市等は、障害者がその障害特性に対応した手法により情報発信を行い、自身の意思を表明できることを保障するものとする。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、手話の言語としての理解の促進及び手話の普及、手話を利用する権利の保障並びに、障害者のコミュニケーションの支援に係る施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### (市民の役割)

第5条 市民は、手話の言語としての理解を深めるとともに、障害者の情報取得、利用の重要性を認識し、市の施策に協力するとともに、地域で身近な支援に取り組むよう努めるものとする。

#### (事業者等の役割)

第6条 事業者は、手話に係る理解を深め、障害者の情報取得、利用の重要性を認識し、障害者に対し合理的配慮をするほか、市の施策に協力するよう努めるものとする。

#### (施策の推進)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するものとする。

(1) 手話の言語としての理解促進、手話を利用する権利の保障、手話の普及促進及び次世代への継承

(2) コミュニケーション手段の充実や情報機器の活用など、障害の有無やその程度にかかわ

らず情報を取得、理解し、自分の意思を自由に発信できる環境の整備

(3) コミュニケーション支援者の育成

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な事項

(財政措置)

第 8 条 市は、第 7 条に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(当事者の意見聴取)

第 9 条 市は、第 7 条に規定する施策の実施状況を確認するために必要がある場合は、障害者、学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(公共施設での啓発)

第 10 条 市は、広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関において、市民に対する手話への理解の促進及びコミュニケーション手段の普及のための積極的な啓発に努めるものとする。

(学ぶ機会の提供)

第 11 条 市は、障害者、コミュニケーション支援者及びこれらに関係する団体、学校等と協力して、市民が手話言語又は障害者のコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供に努めるものとする。

(通訳者の設置、派遣体制の整備)

第 12 条 市は、行政手続きを行う窓口等に手話通訳者を設置し、ろう者に対し行政手続き等に必要なコミュニケーションのための支援を行う。

2 市は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の派遣その他のコミュニケーション手段の提供に係る体制の整備及び充実に努める。

(障害特性に配慮した情報技術の活用)

第 13 条 市は、市政に関する情報を発信する際、及び行政上の手続きに情報技術を活用する際は、これを利用することが困難な障害者に対し、代替手段を確保する等、障害特性に配慮した取組みをするものとする。

(災害時のコミュニケーションの支援)

第 14 条 市は、災害発生時、災害発生及び避難に係る情報の発信並びに避難所等におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう、障害特性に応じた支援の充実に努める。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。